

令和5年3月24日

保護者の皆様

横浜市教育委員会

4月1日からの学校における感染症対策について

政府は、5月8日から新型コロナウイルス感染症を、感染症法上の5類に位置付けるとして
います。また、文部科学省は、4月1日から、学校の教育活動では、マスクの着用を求めないこ
とを基本とするとしています。

政府の方針を踏まえ、以下のとおり、4月1日からの学校における感染症対策についてお知
らせします。

なお、このお知らせは、4月1日から5月7日(新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2
類から5類に移行する前日)までの感染症対策です。5月8日以降については、改めてお知ら
せします。

1 マスクの取扱いについて

- 学校教育活動においても、個人の主体的な選択を尊重し、児童生徒・教職員ともマスク
の着用を求めません。
- 登下校時や運動時等は、今後、熱中症の危険性が高まることから、特に積極的にマス
クを外すよう呼びかけます。ご家庭でもお子様にお話いただきますようご理解、ご協
力をお願いします。
- 基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒もいるこ
となどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。また、児
童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、児童生徒の発達
段階等に応じて、丁寧に指導を行います。

2 給食・昼食時の会話について

- 適切に換気を行い、机を挟んで対面の座席配置も可能とします。

3 学校で感染者が判明した際のお知らせについて

- 感染者の減少及び5類への移行を踏まえ、学校に感染者の報告があった際は、その都
度、学校から保護者の皆様へお知らせしていた取扱いを改め、学級閉鎖等を行った際
にお知らせを発出します。

4 基本的な感染症対策について

- 学校では引き続き、手洗い・咳エチケット・換気などの感染症対策を行います。
- ご家庭・学校それぞれの児童生徒の健康観察は継続します。その際、ご家庭から学校
への健康観察票やロイロノート・スクール等での報告は必要ありません。